

矢作川流域圏懇談会第18回山部会WG

2014.7.25

森づくりガイドラインWG 担当者メモ

蔵治光一郎

目標：WGの中で森づくりガイドラインの策定、モデル林の設定とそこでのモニタリングの試行的実施を行う。

運営方針：ガイドラインは更新していくことを前提として、できる範囲で行い、その活用を通じて得られた知見に基づき、柔軟に見直しを行っていく。

平成26年度の活動方針：

流域圏の森づくりのカタログを作成し、森林所有者や行政、森林組合等の情報源として活用してもらうと同時に、森づくりにおける現状と課題、その解決手法に関して、川や海のメンバーへの説明資料とする。

今後、矢作川流域圏の川や海に配慮した木材生産をするモデル林、スギ・ヒノキ人工林を針広混交林や広葉樹林へ転換していくモデル林について、流域の4地区にそれぞれ設定していくことを検討する。

流域圏における森づくり関連諸活動の近況：

岡崎市

第41回「岡崎市民大学」第一回講座：蔵治が「岡崎の森と水の歴史・現在・未来」と題して講演（7月12日）。受講申込者560名。

岡崎市産材住宅建設事業費補助金制度：岡崎市内で伐採され、あいち認証材証明書で市内産と証明された木材である岡崎市産材を利用して、市内に自ら家族が居住するための新築・増築・改築する戸建住宅に対し、補助を行う制度。柱や梁（はり）などの主要構造材に岡崎市産材60%以上のものを使用し、市内で建築業を営む者により戸建住宅を新築・増築・改築する者へ助成。

平成26年度水循環推進協議会（8月7日）：北山湿地の視察

豊田市

平成26年度第一回とよた森づくり委員会（7月4日）：平成26年度主要事業の説明等

木材利用施設整備への支援、地産地建ハウス促進（工務店・設計事務所の登録）

森の健康診断10周年とタイアップした記念事業（10月26日）午前：豊田市の森づくり10年＋第10回矢作川森の健康診断（6月7日実施）報告会、午後：矢作川森の健康診断の10年

恵那市

森とともに生きる知恵と技術を学ぶ講演会「緑のダムと健康な森づくり」（8月23日）中野方コミュニティセンター

岐阜県

ぎふ山の日フェスタ2014 水源地域保全シンポジウム「森と水と人とのかわり」（8月2日）じゅろくプラザ

根羽村

平谷村

【次回以降の日程】

第19回山部会	8月19日(火)	岡崎	ぬかた会館2階研修室
第20回山部会	9月19日(金)~20日(土)	根羽	
第21回山部会	10月31日(金)~11月1日(土)	岡崎	
第22回山部会	11月21日(金)	恵那	
第23回山部会	12月19日(金)	豊田	
地域部会(山)	日程未定	場所未定	
全体会議	日程未定	場所未定	

矢作川流域圏懇談会第12回勉強会 講演・質疑応答・意見交換メモ

文責：蔵治光一郎

【辻本先生の基調講演】

答を提供するのではなく、きっかけを話す。

座長をしていて議論するのを見ている。

当事者から一步引いて付き合っている。流域圏をよくしたいという手伝いをしたい。自分の思いとは別であるという立場でふるまってきた。答えを求められても厳しい。

背景にはこんなものがあるという話をする。

自己紹介 水理学、河川工学 若いときには、どのように堤防が壊れるかを研究すると、壊れないように作ってあると言われた。水浸しの中で人が危なくなることは考えていないと言われたが、市民があぶなくないようにという研究をしてきた。EIA、SEA

名古屋に16, 7年、その前に金沢にいたが、矢作川からいろいろ聞こえてきた。恵南豪雨で、洪水調節がうまくいかなかった。その前は、矢作川でも梯川でも、計画の規模が過大評価じゃないかという議論もあったが、2000年も、梯川でも大きな洪水があった。

その後、矢作川の環境を考える懇談会ができた。一つ一つの関係者、団体、ステークホルダーが2者で話し合うのではなく、円卓で、クロスで話し合う試み。ステークホルダー2者の話し合いでは問題は解決しない。問題が複雑になってくる。

川の図式は単純だったものが変化してきた。

その後、河川整備計画を作ろうとして、流域委員会ができた。

雨が集まってきて川になる。支線から本線に水が集まってくるので、本線をコントロールすることが効果的だった。それをやってきた中で、最後の詰めができていない。土地造成に伴い流量が増えてきている。危ないところの土地利用を考えないといけない。川を洪水の疎通のためだけに使っていて全部がうまくいくとは限らない。

「総合土砂管理計画」矢作ダムから排除しないと洪水調節も、利水もうまくいかない。しょっちゅう浚渫しなければならない。土砂はどこに持っていくのか。トラック輸送は運賃が高い。

昔は洪水といえば水と土砂が流れてきてたいへんだった。洪水を防ぐには土砂を流さないようにと言われた。ダムは土砂を止める役割を果たした。

明治用水頭首工より下は川底が下がっている。安全になったが、その代償も大きい。4m下がってしまった川床と我々の安全が一緒の関係になっている皮肉。

直轄区間、指定管理区間

河川管理

洪水 区間を決めて、水位を決める。流量が少なければ安全。

自然の地形に人間が工夫を凝らして堤防を作ってきた。

利水 水利権を発行し、使える人を決めて、その水がきちっと流れるようにする（正常流量）。

正常流量＝水利権利水流量、河川維持流量

水利権を持っている人たちの間で不公平が生じないように川に水を流す。

環境 流量、水質監視、直接浄化

補完的行政

雨水排除、土地利用、防災（避難、救援）

水需要

水質の基準、指標は別の行政、流域から川に入ってくる点源（工場）、面源（農地）は別の補完的行政

流域圏の管理

どうやって水にまつわる話をまとめていくのか。

ステークホルダー、人々（市民）の願い、円卓で話し合っ合意できるものを見出していく

トレードオフ、調整

何が調整できるのか＝より高次の目標

「持続性」

安全な社会

資源の枯渇

気候変動

生物多様性

循環型社会

低炭素社会（循環型社会と矛盾する。リサイクルにはエネルギーが必要）

自然共生型社会

この中ですら、トレードオフがある。

河川管理＋補完的行政＋市民の取り組み

河川はダイナミックな場、公的な土地。それ以外は私的な土地の上で成立。

河川計画は、中期は 30 年、長期は 100 年の計画。

利水 農業用水、発電、内水面漁業 連続するダム

環境への影響 洪水が生態系に及ぼすプラスの影響、横断構造物、河口域、湾域、上流域の荒廃、森林

管理、土地利用の変化、安全確保のための砂防、人が住んでいなければ何もする必要はない。人が住ん

でいると「厳しい砂防」

総合土砂管理が重要な川

土地自身が風化、劣化、土砂生産量が多い、治水がダムに依存している、利水ダムが連続している、土砂がうまく疎通していない。

利水容量が十分でなくなっている。

河川景観の変化、潜在的な生態系＝物理基盤＋生物層＋物質循環系

水の流量と土砂がどんなふう流れて行く川なのかを見るという特徴

矢作ダムに上流から水と土砂が入ってくる。上流は砂防、林業

ダムで水と土砂が集約される。

そのあと、7つのダムによって、川らしい区間と、水が止まった区間が連続する区間

直轄区間、堤防区間、治水の安全度が十分でないにもかかわらず景観が失われている区間

三河湾

土砂がどのように次の領域に引き渡されるのか

【質疑応答、自由意見】

今村： 土砂がどんなふうに流れるのが理想か。

辻本： 現在ブロックになっている。山で生産された土砂がどれくらいあるのだろう。ダムに集まってくる。山の中にある土砂がダムを超えて下流にスムーズに流れる。発電所がいくつもあり、土砂はそれを超えて流せるのか、どれくらい、たまることが許容されるのか。下流はいまだに掘削しなければ治水安全度が確保できないところがある。土砂が上手に河道に配分される仕組み。

30万 m³ くらいの土砂が出てくる。確実にダムに入る。どうするか。

下流にどれだけ到達するか。

蔵治： 矢作ダムより下流の流域にもたくさん山や森がある。矢作ダム上流だけではない。矢作ダム下流域の山や森の土砂生産量は無視できないのではないかと。

辻本： 単純化して説明した。実際にはあらゆる支線から土砂の流入がある。

本守： 面でみていこうというのは市町村や県しかないだろう。補完的というよりは主体的ではないか。

河川は流域の被害者ではないか。勝手に流域を荒らしているのも市民だし川を再生させたいのも市民。

河川管理と補完的役行政と市民が手を組むということがやっていけるのか。

辻本： 治水という面では補完的な役割。市町がやっていることが主体で、河川はそれを補完しているのかもしれない。言葉の使い方が適切でなかった。治水でないときは全く別の図式になる。環境、水資源は根幹にかかわるので河川が主体的にやるべき。工事の目標を決めて、一つ一つ協力してもらえない。

内田： 脆弱地利用制限とは水害に対して脆弱な土地であろう。アメリカで活断層の真上に立ててはいけないという話。例えばどんな土地で、利用制限を推進すべきなのか。

辻本： 水害はこれまで堤防によって守られると思ってきた。守らなくていい土地があったのにすべてを守らないといけなくなってきた。水資源もそう。言うべきであったのに、水がないところに水があつて当たり前であるということにしまった。水資源が脆弱な土地。この地域には特に多い。

洲崎： 土砂の問題はやっかい。発電用のダムにとって土砂は邪魔。治水機能も損なう。ダムにとって土砂はいらない。川にとっては必要。砂をおいてもかつての流量はなく、流れてくれないかもしれない。流量とセット。流量の減少について矢作川研究所で研究をしている。降水量は減っていない。利水量が増えているわけでもない。人工林の成長が関係している可能性がある。

蔵治： 土砂だけでなく流量についても懇談会で取り上げるべき。

辻本： どの場所なのか。総流量としてなのか、洪水流量なのか、渇水流量なのか。

洲崎： 豊水、平水、低水、渇水いずれでも低下している。

辻本： 土砂を流しているのは洪水の流量。洪水の流量はダムによって調節されている。貯水池の土砂を出したいのは人間の都合。下流で改善ができるかが今の河川工学の課題。

今村： 漁業の方が流量減少を言っている。人工林の成長が関係あるのか。土砂災害が怖い。行き過ぎた砂防や治山はあるのかもしれないが、時間雨量 90 ミリを超えても人が死なないのは治山や砂防のおか

げだと思っている。

黒田： 恵南豪雨の時、作手村では大洪水だった。平地で、稲刈りの前。稲の穂が完全に隠れるくらい、村が泥水で埋まった。稲の穂が3時間水につかっていると発芽し、収穫がなくなってしまう。2時間経ったらみるみるうちに水がなくなっていく、巴川の河川の川底まで水が一滴もなくなり、魚がはねていた。

辻本： それは恵南豪雨の際の特殊な現象か。

黒田： 特殊。ただし、時間雨量50ミリを超えると水はいつもあふれる。

辻本： 山の経年的な変化と、洪水に関係はあるのか。

黒田： あると思う。山の手入れはされていない。

本守： なぜ町とか農村を入れないのか。岡崎市では水環境の委員会を条例で設置した。委員会の提案を市長は聞かざるを得ない。流域圏懇談会では権限がない。流域委員会は整備計画ができた時点で解消した。なぜ解散して懇談会になったのか。権限がないので話がしりつぼみ。権限がない。ステークホルダーが欠席。例えば県レベルで条例設置したい。権威と実力をもつ会にしないといけない。国交省、県、市がやってみようという話にならない。

黒田： 懇談会であり、協議会でも委員会でもない。

洲崎： 山部会の話では、森づくりガイドラインを作ろうとしている。条例はすでにあって、その上から別のものをかぶせるのは困るという警戒感がある。矢水協の矢作川方式のように、紳士協定のようなものを作れないかと話し合っている。流量も紳士協定にマッチする課題ではないか。

本守： 担保するものがあるのか。

辻本： 誰が協定を結ぶのか。

本守： 市町村、委員を選ぶ。ステークホルダーは円卓会議の委員。

辻本： 目に見えた市民の協定だけで動いていいのか。市民はステークホルダーになりうるのか。

本守： 流域の主体は市町村ではないか。

蜂須賀： 条例を作ったが、額田町と合併して乙川条例的なものになった。四国では市町が連携して条例を作っている例がある。

今村： 自分たちで「これが矢作川方式」を作ってしまうえばよい。その背景が「流域は一つ、運命共同体」ではないか。

井上： 矢作川方式の運営の仕方が知られているが、根本は「濁水に挑む」。技術屋が集まって、研究会をずっとやっている。ダムがあることで濁水が長期化するなら、技術者集団に、これに対する対策を一緒に考えましょうというのは大事。泥が出ない山にしましようとなれば、山の技術者から、どういう山にすればいいのかが出てくる。窒素、リンの除去が三河湾を豊かにしたかというところになっていない。技術屋としては「豊かにするにはどうすればよいか」と投げかけてもらった方がやりやすい。

矢作川にたまった有機物がおかしくなっている。出し平ダムではヘドロが出た。矢作川でもそういう可能性がある。海でほしいのは泥ではなく砂。どうやったら砂を運べるか。

鷲見： 技術的な問題の出口としては、理想が決着していればいいが、もともとどうなのかがわかっていない。砂だけ欲しいというのでは解決にならず、理想的にはヘドロも生かさなければいけない。川部会では、区間を決めているが、技術的には、土砂に関して、中流域でどんな現象が起こっているのかわかっていない。どれだけ上から土砂が流れてくるのかわからない。

辻本： 黒部では、水の流れを使って底から出すので、かなりヘドロ化したものが出た。矢作川では風化花崗岩だったので、矢作ダムの中に堆砂渦というのができる。ある程度選別したものがうまく流れるように。中流部は通過させたい。越戸で調整しながら流そうということを技術的に考えてきた。ある程度、物理的、力学的にわかることもある。ある程度理想的な論理の展開でわかるが、モニタリングで順応していこうという考え方。必ずしも水だけでなくベルトコンベアー、道路運搬で動かすかもしれない。こうなってほしいというのは言ってみたらいいのでは。

黒田： 恵南豪雨の翌年は大豊作だった。古老の言うとおりであった。

以上

中村市四万十川の保全及び振興に関する基本条例

平成 14 年 3 月 22 日

条例第 8 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条 第 4 条)

第 2 章 四万十川の保全及び振興

第 1 節 基本方策の実施(第 5 条)

第 2 節 水環境の保全(第 6 条 第 8 条)

第 3 節 自然及び文化景観の保全(第 9 条)

第 4 節 生態系の保全(第 10 条)

第 5 節 人と川との関わりの文化の継承(第 11 条 第 13 条)

第 6 節 環境学習及び情報公開(第 14 条 第 16 条)

第 7 節 振興(第 17 条)

第 8 節 推進体制(第 18 条 第 24 条)

第 9 節 雑則(第 25 条・第 26 条)

附則

四国西南の山々に降りそそいだ雨は、豊かな森林をつくり棚田をうるおす。

森林や棚田からしみでた水は溪流をつくり、やがて大河となって太平洋にそそぐ。

一方、河口周辺で冬を越した鮎は春になると、はるか上流をめざして川をのぼりはじめる。

古来、流域に暮らす私たちの生産や生活は四万十川と深くむすびつき、自然と人間社会の共生と調和のもとに川との関わりの文化をつくりあげてきた。

四万十川が最後の清流といわれているのは、豊かな自然環境とともにこのような川との関わりの文化が今なお残されているからにほかならない。

しかし今日、四万十川流域は川と深いつながりのある農林水産業の減少と関わり方の変化、来訪者の増加、生活様式の変化などによって、流域の人々と川との関わり方も変わりつつある。

私たち中村市民は、心のふるさとであり、母なる川である四万十川の豊かな自然環境と川との関わりの文化を後世に引き継ぎたいと心から願うものである。

そのために、流域の先人がつくりあげてきた歴史を継承しつつ、流域の各地域社会の維持と地域社会間の共同、環境保全を軸とした産業の振興及び川とのかかわ

りの再生と創造などを基礎として、四万十川の自然環境と人間社会との新たな関係を構築していくことが求められている。

このような認識のもと、私たちは市民、市、流域、関係機関が協力・共同して美しい四万十川を守り、市民が誇りうるふるさとをつくることを決意し、この条例を定める。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、流域市町村が四万十川保全の共通認識をもって、四万十川の保全及び振興に関する方策を定め、水環境、景観及び生態系の保全を基礎とした生活、文化及び歴史の豊かさの確保並びに持続的発展を目指した振興を図り、もって四万十川の恵みを後世に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例(第 3 項を除く)において、「四万十川」とは、本市の区域内の河川法(昭和 39 年法律第 167 号)

第 4 条第 1 項の規定により指定された渡川水系の河川及び同水系に接続する河川、池沼、公共溝きよ、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。

2 この条例において「流域市町村」とは、中村市、西土佐村、十和村、大正町、窪川町、大野見村、津野町及び檮原町をいう。

3 この条例において「他の流域市町村」とは、四万十川の集水地域の存する市町村のうち流域市町村以外のものをいう。

(共通認識)

第 3 条 市は、次に掲げる事項を流域市町村相互の共通認識(以下「共通認識」という。)として、行政を推進するものとする。

(1) 水環境、景観及び生態系を将来にわたって適切に維持すること。

(2) すべての生き物の生態が相互につながり、生活、産業その他の人の活動も自然の循環の中で営まれていること。

(3) 人の活動が自然に負荷を与えていることを認識し、人と自然の共生を図ること。

(4) 四万十川の保全及び振興に関し、地域の実情に応じた取組を進めること。

(5) 四万十川の保全及び振興に関し、住民その他関係者の積極的な参加が促進されるよう、必要な情報を促進すること。

(市町村の役割)

第4条 市は共通認識にのっとり、流域市町村及び高知県(以下「県」という。)と相互に連携して次に掲げる事項が実現されるよう、四万十川の保全及び振興に関し自然的社会的条件に応じた方策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 四万十川の水量が豊かであつ清流が保たれていること。
- (2) 四万十川に天然の水生動植物が豊富に生息し又は生育していること。
- (3) 四万十川の河岸に天然林が連なり、良好な景観が維持されていること。
- (4) 人工林が適正に管理され、天然林とともに多様な森林が形成されていること。
- (5) 優れた自然文化景観を有していること。
- (6) 人と川との関わりの文化が保たれていること。
- (7) 住民の安全かつ快適な生活が保たれていること。
- (8) 四万十川が子ども達の遊び場として活用されていること。
- (9) 四万十川に負荷を生じさせることなく、地域の社会及び経済が持続的に発展していること。

第2章 四万十川の保全及び振興

第1節 基本方策の実施

第5条 市は、流域市町村が相互に協力して前条に掲げる事項を実現するため、次に掲げる基本方策の実施のほか、その他の方策との有機的な連携を図りつつ、四万十川の保全及び振興方策を総合的に推進するものとする。

- (1) この条例に基づく方策の効果的な推進を図るため、流域市町村相互間における連絡調整を行うものとし、このために必要な組織を構成すること。
- (2) この条例に基づく方策の成果を把握するため指標(以下「指標」という。)を流域市町村相互間において連絡調整のうえ定め、一定の期間ごとにその達成度を調査分析し、方策の必要な改善及び実施に努めること。
- (3) 市が実施する事業について、計画から実施及び管

理までの段階ごとに水環境、景観及び生態系の保全への配慮が適切に行われるよう、次に掲げる事項で構成される環境配慮指針(以下「指針」という。)を定めること。

ア 指針の適用範囲及び対象とする事業(以下「対象事業」という。)

イ すべての対象事業に適用する共通配慮事項

ウ 対象事業並びに高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例(平成13年高知県条例第4号)に規定する清流・水辺・生き物回廊地区、景観保全・森林等資源活用地区、人と自然の共生モデル地区、原生林保全地区及びこれら以外の地域ごとに定める個別配慮事項

エ その他指針に関し、市長が必要と認める事項

第2節 水環境の保全

(生活排水対策)

第6条 市は生活排水による四万十川の水質汚濁負荷の低減を図るため、次に掲げる事項について必要な方策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 公共下水道、農業集落排水処理施設、合併浄化槽その他生活排水浄化施設の整備
- (2) 公共下水道及び農業集落排水処理施設からの排水水質についての流域市町村共通の水質基準の設定
- (3) 生活排水浄化施設整備を促進するための情報提供等
- (4) 高度処理型合併処理浄化槽設置への上乘せ支援
- (5) 市民による調理くず及び廃食油の適正な処理並びに洗剤の適正な使用等
(産業活動に起因する負荷対策)

第7条 市は、産業活動に伴う四万十川への負荷を軽減するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 産業活動に起因する土壌及び濁水並びに悪臭を伴う排水の流出防止
- (2) 環境保全型農業の促進
- (3) 畜産業に従事する者による家畜のふん尿の処理施設の設置、土壌還元その他の方法による適正処理の促進
- (4) 持続可能な森林管理の促進
(野外活動等の対策)

第8条 市長は、野外活動等によるごみの散乱及び水質の汚染の防止並びに市民の良好な生活環境の保全を図るため、キャンプ場を指定することができる。

2 市は、前項の規定により指定したキャンプ場の給水施設、排水施設その他の施設の整備に努めるものとする。

3 市は、公共の場所において野外で活動を行う者が、四万十川に調理くず、油、洗剤その他四万十川の水質及び景観に支障が生じるおそれのあるものを排出しないよう、必要な方策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、四万十川の川原にみだりに車両が進入することがないように、必要な方策を講ずるよう努めるものとする。

第3節 自然及び文化景観の保全

第9条 市は、市民、事業者又は旅行者の行為によって、自然景観及び文化景観の保全上支障が生じないように、物の集積又は貯蔵、自動販売機及び照明設備の設置、騒音防止への配慮その他の行為が適正に行われるために必要な方策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、農用地、森林その他の土地の適切な管理に基づき農林水産業が維持され、育まれてきた文化景観の保全上支障が生じないように、耕作放棄地の発生防止、放任人工林の整備その他の必要な方策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市民、事業者及び旅行者が公共の場所において、飲食物の容器、タバコの吸い殻その他のごみ又はふん尿をみだりに捨て、散乱させ、又は放置しないよう、必要な方策を講ずるものとする。

第4節 生態系の保全

第10条 市は、四万十川にふさわしい生態系を保全するため、必要な方策を講ずるよう努めるものとする。

第5節 人と川との関わりの文化の継承

(文化の継承)

第11条 市は、四万十川を軸に営まれてきた人と川との関わりの文化を継承するため、必要な方策を講ずるよう努めるものとする。

(住民及び住民団体の育成)

第12条 市は、四万十川の保全及び振興に取り組む

住民及び住民団体の自主的活動を助長するとともに、これらの育成支援を行うため、必要な方策を講ずるよう努めるものとする。

(四万十川環境推進員)

第13条 市長は、人と川との関わりに関する事項を推進し、四万十川の保全及び振興に資するために、四万十川環境推進員(以下「推進員」という。)を置く。

2 推進員は四万十川に対して深い関心を持ち、この条例の目的達成のための熱意と能力を有する市民の中から市長が委嘱する。

3 推進員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

4 推進員の人数は、30人以内とする。

5 推進員は次の役割を有するものとする。

(1) 地域の水環境、景観、生態系、人と川との関わりなどについて定期的に市長に報告するとともに、それらのことについて異常あるときはすみやかに市長に通報すること。

(2) 四万十川の保全と振興について、市長に提言すること。

(3) 推進員で構成する中村市四万十川環境推進員会(以下「推進員会」という。)に出席し、意見を述べるとともに活動の交流を行うこと。

6 推進員は地域の保全活動を行うために、推進員会の地域支部を設立することができる。

7 この条例の定めによるほか、推進員及び推進員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6節 環境学習及び情報公開

(環境学習)

第14条 市は、四万十川に関する環境学習の推進のため、必要な方策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民の行う環境学習に対して支援を求められた場合は、必要な支援を行うものとする。

(公表)

第15条 市長は、四万十川の保全及び振興のために講ずる方策及び講じた方策並びに指標その他これらに関する事項を毎年1回、市の広報紙等において公表するものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、四万十川の保全及び振興に関し、流

域市町村と相互に連携し、市民及び関係団体が、四万十川の保全及び振興に関する課題の解決に取り組むために必要な情報を適切に提供するものとする。

第7節 振興

第17条 市は、四万十川に負荷を与えないような振興を図るものとし、かつ流域市町村が相互に連携した振興方策の推進のため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、必要に応じて流域市町村と連携して、四万十川の水産業の持続的な発展に努めるものとする。

第8節 推進体制

(市民の理解と協力)

第18条 市は、四万十川の保全及び振興に関する方策について、市民の理解と協力を得て推進するように努めるものとする。

(国、県との連携等)

第19条 市は、四万十川の保全及び振興に関する方策について、国、県及び流域市町村と連携して推進するように努めるとともに、必要な協力を要請するものとする。

(他の流域市町村との連携等)

第20条 市は、四万十川の保全と振興に関する方策について、他の流域市町村と連携して推進するように努め、必要な協力を要請するとともに、これらの市町村との間で流域の一体感を醸成するよう努めるものとする。

(財政措置)

第21条 市は、この条例の目的を達成するため、四万十川の保全及び振興に関する取組みを恒常的に実施するための財源の安定的確保に努めるものとする。

(審議会)

第22条 市長は、四万十川の保全及び振興に関する重要事項を審議するため、四万十川環境審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、四万十川の保全及び振興に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に報告する。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 第19条において関係する行政機関の職員
- (3) 公共的団体の役員
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認めたもの

5 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

第24条 この節に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第9節 雑則

(渡川水系以外の河川等への適用)

第25条 第6条から第12条までの規定は、第2条の規定にかかわらず、本市の区域内的の渡川水系以外の河川等についても適用する。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(四万十川清流保全条例の廃止)

2 四万十川清流保全条例(平成2年条例第1号)は、廃止する。

附 則(平成16年12月28日条例第21号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。